

日本脳炎予防接種について 3歳を迎えたお子さんをお持ちの方へ

日本脳炎ワクチンの定期予防接種は、平成17年5月30日厚生労働省の中止勧告を受け、積極的な勧奨を差し控えていましたが、平成21年6月に新たな日本脳炎ワクチン(乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン)が開発されました。この結果、3歳児に対する1期初回接種を積極的に勧めるよう勧告がありましたのでお知らせします。

今年度、3歳になるお子さんで、日本脳炎予防接種を希望される方は、お子さんの母子健康手帳をご持参の上、保健福祉総合センターにお越しください。個別予防接種依頼書を交付します。

また、定期予防接種対象年齢である4歳~7歳6カ月未満のお子さんの保護者で、日本脳炎予防接種を希望される方につきましては、下記担当までお問い合わせください。

接種方法／医療機関へ予約のうえ、個別予防接種依頼書と日本脳炎予防接種予診票(予防接種手帳に綴っています)をご持参ください。

接種回数と間隔／1期初回接種は1週から4週(6日~28日)の間隔をあけて2回接種

費用／無料
中止勧告によって接種機会をのがしたお子さんの対応については、現在、国での対応が検討されています。2期(小学校4年生相当)の予防接種に対しては、ワクチンの有効性および安全性は確立していないことから、当面の間接種はできません。今後の方針が明らかになりましたら、お知らせします。

日本脳炎についての詳しい情報は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ:日本脳炎ワクチン接種に関わるQ&A
<http://www.mhlw.go.jp/qa/kenkou/nouen/>
国立感染症研究所感染症情報センターホームページ
<http://idsc.nih.go.jp/disease/JEncephalitis/index.html>
問い合わせ／保健福祉総合センター(☎581・8500)へ。

募集します! 寄居町国民健康保険 運営協議会委員

町では、国民健康保険事業の運営にあたり国民健康保険運営協議会を設置しています。

この協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する場です。委員は被保険者の代表4人、保険医または保険薬剤師の代表4人、公益の代表4人の12人で構成されますが、このうち被保険者の代表4人の委員について公募します。皆様のご応募をお待ちしています。

応募資格／応募日現在、満20歳以上で寄居町国民健康保険に加入されている方で、国民健康保険の運営や医療保険に関心があり、寄居町における他の審議会等の委員を委嘱されていない方

募集人数／4人

任期／2年(平成23年1月1日~平成24年12月31日)

応募方法／町民課で配布する応募用紙に記入のうえ、添付書類とともに町民課へ提出、もしくはEメールにより送信してください(Eメールの件名は「公募国民健康保険運営協議会委員」としてください)。

なお、応募用紙は町公式ホームページからもダウンロードできます。

添付書類／「国民健康保険の運営について」をテーマとした意見、考えをまとめたもの(800字以内とし、手書きの場合は400字詰め原稿用紙2枚以内、パソコンで作成の場合は、A4判1枚で印刷できる設定)。Eメールに添付する場合のファイル形式はワードによるものとします。

会議の開催回数／年3回程度(平日の日中に開催)

報酬等／町の規定に基づき支給

募集期間／9月24日(金)~10月15日(金)必着

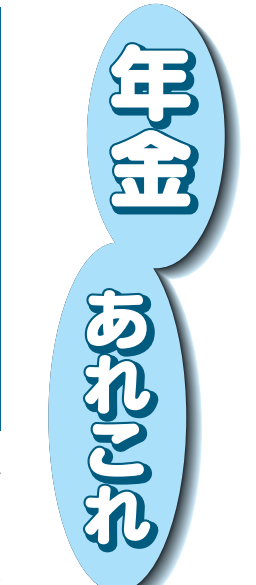
選考結果／選考結果は応募者全員に文書で通知します。

提出先・問い合わせ／町民課(☎581・2121内線106・107・110、Eメール cm042g@town.yorii.saitama.jp)へ。

① 60歳到達月の3カ月前
ア 受給資格があり(納付済期間等が、25年以上)、60歳で受給権が発生する方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。
イ 受給資格はあるが厚生年金加入期間が12月未満のため、65歳で受給権が発生する方には、裁定請求の案内が送付されます。
ウ 受給資格が確認できない方には、加入期間や受給要件を記載した裁定請求の案内が送付されます。

(1) 送付時期と送付物
「ねんきん定期便」は、あなたのこれまでの年金加入期間やこれまでの加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にご確認いただき、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省からの委託を受け、お送りします。
次のとおり節目の年齢の方にすべての加入記録をお届けします。それ以外の年齢の方については、直近一年間の加入記録をお届けします。

裁定請求について
(裁定請求は年金受給権を有する人が、その支払いを国など保険者に請求すること)
年金を請求される方の利便性の向上と裁定請求漏れを防ぐために、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給年齢を迎える方に、日本年金機構が管理している年金加入記録等をあらかじめ印刷した年金の裁定請求書や年金に関するお知らせが送付されます。



問い合わせ／埼玉国民年金電話相談センター(☎525・1844)、熊谷年金事務所(☎522・5158)または、町民課(☎581・2121内線108・109)へ。

「ねんきん定期便」は、あなたのこれまでの年金加入期間やこれまでの加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にご確認いただき、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、日本年金機構が厚生労働省からの委託を受け、お送りします。
次のとおり節目の年齢の方にすべての加入記録をお届けします。それ以外の年齢の方については、直近一年間の加入記録をお届けします。
・35歳・45歳・58歳の被保険者の方：公的年金(共済以外)のすべて加入記録をお届けします。
・その他の年齢の被保険者の方：直近一年間の記録(共済以外)をお届けします。

發送されます。
65歳の誕生日前日以降に手続きをしてください。
イ 65歳前に既に受給権がある方で、まだ年金を請求されていない方には、裁定請求書と裁定請求の案内についてのリーフレットが送付されます。

寄居町国民健康保険加入の皆さんへ ~9月に新しい被保険者証をお送りします~

現在交付されている寄居町国民健康保険の被保険者証(保険証)の有効期限が平成22年9月30日までとなっている方を対象に、新しい保険証を9月中旬から世帯ごとに簡易書留郵便で郵送します(納税相談を要する世帯は除きます)。

保険証が届きましたら、記載されている内容を確認し、期限の切れた保険証は裁断するなどして破棄してください。また、社会保険など他の健康保険に加入した場合は、必ず届出をお願いします。

なお、今回お送りする保険証の有効期限は、平成23年9月30日となっています(ただし、平成23年9月30日より前に、75歳に到達する方や退職被保険者で65歳に到達する方とその被扶養者*は有効期限が異なる場合があります)

また、高齢受給者証が交付されている方の医療機関等での窓口負担割合は、高齢受給者証に記載されている負担割合(1割または3割)が適用になりますので、医療機関等の窓口では、必ず保険証と高齢受給者証をあわせて提示してください。

*被扶養者とは…退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者が生計を維持している3親等以内の親族

○こんな方は必ず届出を…
国民健康保険には退職者医療制度があります。この制度は、会社等を退職して年金を受けられる65歳未満の方とその被扶養者が対象となります。該当すると思われる方は、下記により届出をお願いします。なお、届出により退職被保険者に該当になっても、医療機関等での窓口負担や国民健康保険税の額は、変わりません。

【対象となる方】 次の①と②のいずれにも該当する方とその被扶養者*

- ①国民健康保険に加入する65歳未満の方
- ②厚生年金や各種共済年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上もしくは、40歳以降10年以上ある方

【必要なもの】
年金証書、印鑑、保険証

問い合わせ／町民課(☎581・2121内線107)へ。

ご参加ください! 親子ふれあい事業 「日帰りバスハイク」

町では、母子・父子家庭の親子が参加できる「日帰りバスハイク」を行います。
日時／10月23日(土)午前8時50分役場口1タリ集合(雨天決行)
場所／鉄道博物館(さいたま市)

対象／町内在住の母子・父子家庭の児童・生徒(中学生以下)および保護者
※児童・生徒のみの参加はできません。
保護者(父・母・祖父・祖母)も必ず参加してください。なお、保護者として参加できるのは1人となります。

定員／70人
費用／一人500円(ただし、3歳未満は無料)
申し込み／申込用紙は子育て支援課にありませので、9月24日(金)までに参加費を添えてお申し込みください。

その他／小学校5年生以上の方は運転士体験教室に参加できます(25人別に参加費500円がかかります)。
参加希望者が定員を超えた場合は抽選とします。

問い合わせ／子育て支援課(☎581・2121内線251・252)へ。